

平成26年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の概要

平成26年10月1日 環境共生課

(1) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の市町村、NPOその他下記（2）に掲げる事業実施主体が、「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す三つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、かつ、県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業であること。（平成26年度中に実施する事業であり、かつ、交付決定後に事業着手すること。）

また、当該計画の対象となる五つの分野（地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3Rの推進等）、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり）であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。

①地球温暖化防止県民会議推進事業

高知県地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会が行う県民、事業者等に地球温暖化対策に向けた率先行動を促す事業（高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。）

②豊かな流域づくり活動支援事業

県又は市町村等が策定した清流保全計画に基づき、河川環境保全の取組を行い、流域の保全・振興・共生の仕組みづくりに取り組む団体等が行う次に掲げる事業

ア 流域の環境資源についての情報発信と活用

イ 河川環境学習の推進

ウ ア及びイに掲げるもののほか清流保全につながる取組

③その他特に知事が必要であると認める事業

上記以外で、五つの対象分野の事業で、三つの社会づくりにつながる効果があり、特に知事が必要であると認めるもの

(2) 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるものとする。

① 市町村等（次に掲げる要件のいずれかに該当する団体に限る。以下「市町村等」という。）

ア 市町村

イ 一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が中心になって組織する協議会

ウ 県内で小中高等学校を運営する学校法人

エ 国立大学法人高知大学に附属する小中学校

オ 国、県又は市町村が25パーセント以上出資又は職員の派遣を行っている公益社団法人又は公益財団法人

② NPO等（アからエに掲げる要件のいずれかに該当する団体に限り、市町村等を除く。以下「NPO等」という。）

ア 公益社団法人又は公益財団法人

イ 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人

ウ 地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会

エ 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体

※前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は事業実施主体としない。

ア 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者若しくは政

党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
イ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある団体

(3) 補助率等

- ①市町村等：補助対象経費の2分の1以内
(1市町村等当たりの補助金の範囲が10万円以上、150万円以下)
- ②NPO等：定額(1団体当たりの補助金の範囲が50万円以下)

※上記(1)の補助対象事業の区分を問わず、いずれも補助率は同じ

(4) その他

補助金の交付要綱等は高知県林業振興・環境部環境共生課ホームページに掲載。
また、補助金の第2次募集は10月を予定(予算額に応じて追加募集あり)しており、募集時に同ホームページに掲載します。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/> (環境共生課ホームページ)